

令和2年度税制改正の概要（個人編）

坂本和則 相談部 東京相談室

令和2年度の税制改正法案は、令和2年3月27日に国会で可決成立し、原則として令和2年4月1日から施行されています。今回の改正では、個人の資産形成を支援する「NISA」制度や、未婚のひとり親に対する税制上の措置、居住用財産の譲渡特例と住宅ローン控除適用関係の見直し、住宅に係る特例措置の適用期限の延長などが行われました。今回は、令和2年度税制改正のうち、個人に係る主な項目を解説します。

※本稿では、令和2年4月の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に盛り込まれた税務上の措置については、取り上げていません。

1. 個人所得課税

[1] 未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦（夫）控除の見直し

ひとり親になった理由が離婚・死別であることとされていた寡婦（夫）控除が、以下のように見直され、令和2年分以後の所得税、令和3年度分以後の個人所得税に適用されます。

- (1) 結婚歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子（総所得金額（注）が48万円以下）を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」（控除額35万円）が適用されることとなりました。

注：総所得金額、分離短期（長期）譲渡所得の金額、申告分離課税の上場株式等に係る配当所得、申告分離課税の株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得の金額、山林所得金額および退職所得金額の合計額で、損失の繰越控除を適用した後の金額。

- (2) 上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として、控除額27万円を適用することとされましたが、子以外の扶養親族をもつ寡婦について、男性の寡夫と同様に所得制限（所得500万円（年収678万円以下））が設定されました。

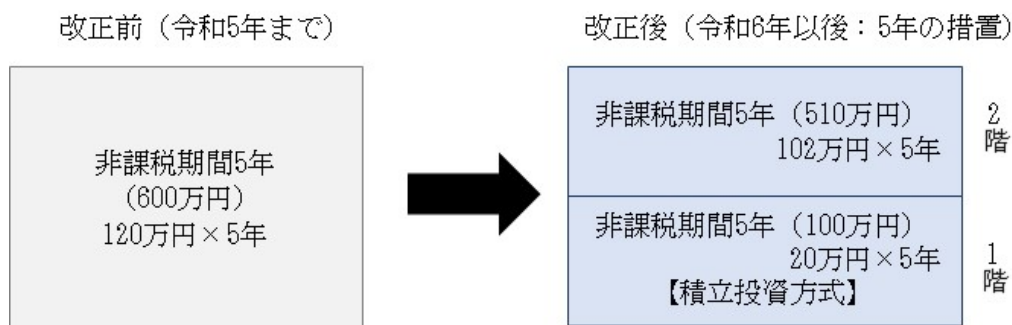
今回の改正により、新たに適用対象となった人がいる一方で、所得制限が設けられたことにより、適用を受けられない人が生じることには注意を要します。なお、令和2年分については、一定の経過措置があります。

[2] 「NISA」制度の見直し

「つみたてNISA」の勘定設定期間が令和24年12月31日まで、5年延長されました（改正前は平

成 30 年 1 月 1 日～令和 19 年 12 月 31 日)。また、現行の「NISA」の勘定設定期間（平成 26 年 1 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日）の終了に合わせ、令和 6 年 1 月 1 日～令和 10 年 12 月 31 日を勘定設定期間とする新たな「NISA」が創設されました。新制度は、原則として 1 階部分で積立投資を行っている場合は、2 階部分で別枠の非課税投資を可能とする 2 階建ての制度で、1 年分ごとに「つみたて NISA」と選択して適用することができます（下図）。

■ 「NISA」制度の見直しイメージ（「つみたて NISA」との選択適用）



なお、NISA 講座を令和 3 年 4 月 1 日以後、新たに開設する場合は、非課税口座開設届出書の提出に際し、非課税適用確認書の添付を要しない「簡易開設手続き」に統一されました。

また、ジュニア NISA 口座の開設可能期間（平成 28 年 4 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日）が延長されずに終了することとされるとともに、「払出制限」については令和 6 年 1 月 1 日以後、源泉徴収されることなく口座内の上場株式等や金銭その他の資産を払い出すことができるとされました。

[3] 居住用財産の譲渡特例の適用と住宅借入金等特別控除制度の見直し

個人が取得等した家屋を居住の用に供した日の属する年の翌年以後 3 年目に該当する年中に従前の住宅等の譲渡をした場合において、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例や居住用財産の譲渡所得の 3,000 万円特別控除など一定の特例を受けるときは、取得等した住宅について、住宅借入金等特別控除の適用が受けられないこととなりました。この改正は、令和 2 年 4 月 1 日以後に従前の住宅等を譲渡する場合に適用されます。

[4] 確定拠出年金（DC）制度の加入可能年齢の引き上げに伴う適用関係

確定拠出年金法等の改正を前提に、確定拠出年金の加入可能年齢が、企業型は 70 歳未満（改正前は 65 歳未満）、個人型は 65 歳未満（同 60 歳未満）に引き上げられますが、税務においては現行の税制上の措置が引き続き適用されます。

[5] 国外居住親族に係る扶養控除制度の見直し

令和 5 年分以後の所得税について、留学生や障害者、送金関係書類において 38 万円以上の送金等が確認できる者を除く 30 歳以上 70 歳未満の成人については、扶養控除の対象にしないこととされました。

[6] 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算制度等の特例の創設

国外にある中古建物の不動産所得から生じた一定の国外不動産所得の損失について、耐用年数を簡

便法など一定の方法により計算した国外中古建物の「減価償却費に相当する部分の損失」は不動産所得の計算上、生じなかったものとして損益通算できない特例が創設されました。この改正は、令和3年分以後の所得税について適用されます。

2. 資産課税

- (1) 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例について、一定の要件の見直しが行われ、一定の買換えを除き、適用期限が令和5年12月31日まで3年（国内にある長期所有の土地等、建物または構築物から国内にある一定の土地等、建物または構築物への買換えについては、令和5年3月31日まで3年）延長されました。この改正は、令和2年4月1日以後の譲渡について適用されます。
- (2) 以下の居住用財産の譲渡に係る特例の適用期限が令和3年12月31日まで2年延長されました。
 - ・ 特定の居住用財産の買換えおよび交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例
 - ・ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の特例
 - ・ 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例
- (3) 個人が、土地基本法に定める低未利用土地等（その年の1月1日において所有期間が5年を超えるもの）を譲渡した一定の場合に、その譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を控除する制度が創設されました。この制度は、令和2年7月1日～令和4年12月31日の譲渡について適用されます。
- (4) 民法改正により創設された配偶者居住権について、配偶者居住権および配偶者敷地利用権が消滅した場合の取得費の計算方法等が定められました。
- (5) 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限が、令和4年3月31日まで2年延長されました。

3. 消費税

居住用賃貸住宅の取得に係る仕入税額控除の計算を適正化し、建物の用途の実態に応じた計算とするよう見直され、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の一定の建物の取得に係る仕入税額について、仕入税額控除が行えないこととなりました。令和2年10月1日以後に行う居住用賃貸建物の仕入について適用されます。なお、令和2年3月末までに契約した居住用賃貸建物は、一定の経過措置が講じられています。

4. 登録免許税・不動産取得税・固定資産税

- (1) 以下の登録免許税・不動産取得税・固定資産税の特例措置等の適用期限が、令和4年3月31日まで2年延長されました。

- ・ 個人が住宅を新築したり購入したりした際の所有権の保全登記や移転登記、また住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置
 - ・ 新築または新築の取得をした一定の長期優良住宅（認定長期優良住宅）に適用される不動産取得税について、課税標準から1,300万円を控除する特例措置
 - ・ 新築住宅特例適用土地に係る不動産取得税の減額措置（床面積の2倍（200㎡が限度）相当額等の減額）について、土地の取得後の住宅取得までの経過年数要件を3年以内に緩和する措置（改正前は原則2年）
 - ・ 新築住宅等について、固定資産税を新築等後一定期間、減額する措置
- (2) 土地または家屋等の固定資産の所有者が、調査を尽くしても明らかにならない場合は、その土地の使用者に固定資産税を課することができる制度が創設されました。

5. その他

- (1) 市中金利の実勢を踏まえ、利子税・還付加算金等の特例基準割合が、貸出約定平均金利+0.5%に引き下げられました（改正前は+1%）。この改正は、令和3年1月1日以後の期間に対応する利子税・還付加算金等について適用されます。
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）による所得税の準確定申告書の提出について、一定の証明書類の送信を要しないこととなりました。この改正は、令和2年分以後の所得税の準確定申告書を令和2年1月1日以後に提出する場合に適用されます。
- (3) 相続国外財産に係る相続直後の国外財産調書等への記載を柔軟化（令和2年分以後の国外財産調書について適用）する一方で、一定の場合に加算税を加重する措置が見直されました。この改正は、令和2年分以後の所得税または令和2年4月1日以後に相続もしくは遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

内容は2020年8月26日時点の情報に基づいて作成されたものです。

本情報は、法律、会計、税務などの一般的な説明です。個別具体的な法律上、会計上、税務上等の判断や対策などについては専門家（弁護士、公認会計士、税理士など）にご相談ください。また、本情報の全部または一部を無断で複写・複製（コピー）することは著作権法上の例外を除き、禁じられています。

みずほ総合研究所 相談部東京相談室 03-3591-7077 / 大阪相談室 06-6226-1701

<http://www.mizuho-ri.co.jp/service/membership/advice/>